

3 雇傭からみた人口収容力の実態に関する調査研究

4 労働の生産性からみた人口収容力の実態に関する調査研究

5 分配関係からみた人口収容力の実態に関する調査研究

6 過剰人口の特質並びにその地域別、産業別及び社会階級別実態に関する調査研究

三、わが国人口の社会階級別再生産構造の実態に関する調査研究

1 中小企業体人口の再生産過程に関する調査研究

2 近代的労働者階級の再生産過程に関する調査研究

3 最低生活水準以下の人口の再生産過程に関する調査研究

四、人口移動に関する調査研究

1 人口移動に関する人口学的、社会学的並びに経済学的調査研究

2 わが国人口移動とくに職業移動の実態に関する調査研究

五、産児制限の社会学的、経済学的調査研究

六、人口の社会学的調査研究

1 人口の社会生態学的調査研究

2 社会形象及び社会意識の推移が人口再生産力に及ぼす影響に関する調査研究

3 人口問題の見地からする家族及び相続制度に関する調査研究

調査部第三科

一、生物学的見地からする人口問題の基礎理論的

調査研究

二、人口動態の公衆衛生学的調査研究

1 出産に関する調査研究

2 疾病及び死亡に関する調査研究

3 死産とくに人工妊娠中絶に関する調査研究

4 母性死亡に関する調査研究

5 結核に関する調査研究

三、出産力の遺伝学的並びに優生学的調査研究

1 差別出産力の遺伝学的調査研究

2 結婚に関する優生学的調査研究

四、産児制限に関する社会生物学的調査研究

1 わが国における産児制限の実態に関する社会生物学的調査研究

2 産児制限の技術に関する調査研究

3 夫婦性生活の実態に関する調査研究

調査部第四科

一、人類学的見地からする人口問題の基礎理論的調査研究

1 人口の集団遺伝学的調査研究

2 人口の文化人類学的調査研究

二、民族問題に関する調査研究

1 民族問題と人口現象との関連に関する調査研究

2 差別出産力の民族衛生学的調査研究

三、民族素質に関する人口生物学的調査研究

1 民族素質の遺伝形態に関する調査研究

2 民族人口の老衰過程に関する調査研究

3 人口の移動と民族素質に関する調査研究

四、民族活力に関する社会生物学的調査研究

1 民族活力の社会生物学的の本質に関する基礎理論的調査研究

2 人口再生産力の社会生物学的構造に関する調査研究

3 人口の再生産機能が人口の総機能能力中に占める比重に関する調査研究

4 生活余力の増大と人口再生産力の変化に関する調査研究

5 社会生物学的見地からみた現代社会機構の功過に関する調査研究

昭和二十七年年度出生力調査の施行

人口問題研究所では昭和二十七年年度調査研究項目の決定にしたがい、その一部として出生力調査を実施することとし、すでに東京都及び埼玉県下での試験調査をおえ、七月一日現在を以て本調査が行われる。今度の調査は昭和十五年一月施行の出生力調査以後十余年をへて再び行われるもので、前回と対比して特に注目すべき点は標本調査の方法により一そう完全な全国的標本をうることをねらっている点で、そのため特に総理庁統計局の労働力調査と平行して行われる。調査要綱を掲げれば左のとおりである。

昭和二十七年年度出生力調査要綱

(昭和二七、四、三〇)

一、調査の目的

昭和十五年の「出生力調査」の施行後十余年の歳月を経過したが、とくに戦時戦後の異常な諸

情況にかんがみ、この間における出産力の推移の真相を明らかにして、人口問題研究に緊急不可欠の基礎資料をうることを目的とする。

二、調査の客体及び方法

標本調査の方法により全国の夫婦の一千分の一を抽出し、他計主義による調査を行う。またとくに調査夫婦の一部について産児調節の状況に関する秘密、自計主義による調査を行う。標本の抽出及び調査の実施は総理府総計局の労働力調査に附帯させる。なお本調査に先立つて別に試験調査を行う。

三、調査の期日

試験調査 昭和二十七年五月中旬
本調査 昭和二十七年七月一日

四、調査項目

A 一般的事項

- 1 世帯の所在地
 - 2 夫妻の出生年月
 - 3 同、教育程度（就学年数）
 - 4 同、平常の職業及び従業上の地位（無業者についてはその前職及びその従業上の地位）
- ### B 出産歴に関する事項
- 1 婚姻に関する事項
 - イ、実際の婚姻年月
 - ロ、婚姻届出年月
 - ハ、夫妻の初婚再婚の別
 - 2 出生児に関する事項
 - イ、出生順位
 - ロ、男女の別

ハ、出生年月

ニ、双生児の有無

ホ、現在の生死の別

ヘ、死亡児の死亡時の年齢

ト、戦争による死亡か否かの別

3 死流産胎児に関する事項

イ、妊娠の順位

ロ、男女又は不明の別

ハ、死流産の年

ニ、出生児の出生順位区別別にみた死流産発生の時期

ホ、胎児の月数

ヘ、自然死流産か否かの別

其の他の参考事項

1 別居に関する事項

イ、一年以上の別居期間の有無

ロ、その回数及び期間

2 産児調節に関する事項（妻の年齢四九歳以下の夫婦の一部について）

イ、住所の市郡の別

ロ、夫妻の出生年月、婚姻年月、初婚再婚の別、職業、教育程度

ハ、現在までの妊娠及び出産事情

ニ、受胎調節実行の有無

ホ、右実行者の実行開始期までの妊娠及び出産事情

ヘ、過去及び現在の調節方法

ト、調節失敗後の妊娠の処置

チ、産児調節についての意見、感想等

以上

優生保護法の改正

優生保護法の一部を改正する法律は昭和二十七年五月一七日付官報で法律第一四一号として公布された。今度の改正は個人負担経費の軽減、手続事務の簡素化、医師会による自主的運営と合理化などを主旨として行われたものであるが、今度の改正が昭和二三年本法施行後累年著増傾向をしめし、きてきている人工妊娠中絶の今後の推移に及ぼす影響は極めて大きいであろう。

今度の改正で最も注目される点は人工妊娠中絶が単に母体の健康保護のために行われる場合（第一四條第四号）または暴行の結果による妊娠の中絶の場合（同第五号）でも従来のような審査を必要とせず医師の認定のみによつて行われようになつたことである。また本改正は遺伝性でない精神病についても人工妊娠中絶や優生手術を認めるとともに（第一四條第一号、第三條第一号、第一二條）、母体の生命または健康保護のために許されていた優生手術を本人だけでなくその配偶者についても行いうることとした（第三條第二項）。

なお、本改正により受胎調節の实地指導は、医師以外には、特定の訓練を受けた看護婦、保健婦、助産婦に限定されるに到つた点もいろいろの意味で注意すべき点であろう（第一五條）。

その他、旧法による優生結婚相談所が優生保護相談所と改められ、都道府県及び保健所を設置する市はその設置の義務を負わせられ、末端の地区優生保護審査会は廃止され、罰則による罰金金額の改正も行われた。